

令和2年3月2日

申請者：藤木貴史

論文題目：「アメリカにおける労働組合のピケティングに対する法的保護の歴史的展開と現代的課題—市民団体のピケティングに対する第1修正上の保護との対比から」

審査員：長塚真琴（主査）、石田眞、中窪裕也

1 本論文は、最近日本でも問題となっている、労働組合による街頭宣伝などの市民団体的プレッシャー活動の法的保護について、その理論的基盤を探求するものである。申請者はそのために、アメリカにおける労働組合のプレッシャー活動の典型である「ピケティング」に対する法規制の歴史的展開を、市民団体のピケティングに対するそれと対比しつつ分析する。その際の「問い」は、<なぜ労働組合によるピケティングは市民団体によるそれよりも連邦憲法第1修正による保護の程度が弱いのか>ということである。

本論文は、上記の問いに答えるにあたって、<労働組合の市民団体的プレッシャー活動は、それが組合員の経済的利益のみならず、市民社会の自己統治の確保という普遍的な価値を体現すると認識されてはじめて、十分な保護が受けられる>という仮説を提示する。また、分析概念として、「公共の利益」に関する2つの理念型—「利益集団多元主義」と「共和主義」—を設定する。本論文は、このような仮説と分析概念を用いながら、アメリカの労働組合と市民団体のピケティングに対する法規制の歴史を掘り下げた、スケールの大きな力作である。

2 本論文には、以下のような学術的に優れた特徴が認められる。

第1は、テーマについての問題意識と研究方法が明確に示されていることである。申請者は、アメリカにおける労働組合のピケティングの法規制に関する日米の先行研究を批判的に吟味したうえで、上に紹介した新たな問いと仮説を提示し、さらにその仮説を検証するために独自の分析概念を駆使しており、問題意識と研究方法が明確である。

第2は、歴史研究としての完成度が高いことである。申請者は、アメリカの歴史分析にあたって、立法の変化と連邦最高裁の構成変化に基づき5つの明確な時期区分を設定し、それぞれの時期の特徴を浮き彫りにする中で、仮説の検証作業を行っている。アメリカの労働組合のピケティングに関する法規定は異常に複雑で、そこでの判例法理を追うのは大変な作業であるが、時期区分により、その展開過程が解きほぐされるとともに、1970年代以降の市民運動の判例法理との対比が鮮明になり、豊富な文献の参照を含めて、高い研究水準を示している。

第3は、基本的に労働法の研究でありながら、市民団体への第1修正の保護という憲法の領域に果敢に飛び込んで充実した検討をおこない、その中から労働法の閉塞状況を打破する糸口を見いだそうとした点である。同時に、労働組合の市民団体的プレッシャー活動も、市民社会の自己統治という普遍的価値によって正当化されれば法的保護を受けられる、という本論文の指摘は、企業が差別是正や雇用確保といった社会的責任を果たすよう監視していくなど、労働組合の市民運動的な役割が増大していると思われる現在、とりわけ意義が大きい。

3 もちろん、本論文に問題がないわけではない。自らの仮説と分析概念に引きつけすぎて、やや一面的な議論となっている部分もみられる。また、アメリカの労働運動の性格やそれをめぐる「世論と法の関係」の分析が不足しているため、本論文の指摘する利益集団多元主義という法政策的な背景だけでは、法規制の厳格化を説明できないのではないかと、という疑問も残る。しかし、申請者も、これらの点は今後の研究課題として自覚しており、一層の研究によって十分に修正が可能と判断される。

4 以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者藤木貴史氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。